令和７年４月

萩 市 議 会 臨 時 会 議 案

議　案　目　次

議案番号　　件　　名

４１　令和７年度萩市一般会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４２　萩市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について・・・・・・・７

４３　萩市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の
　　一部を改正する条例の制定に関する専決処分について・・・・・・・・・・・・・１１

４４　萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について・・１３

４５　財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

４６　権利の放棄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

４７　損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

４８　教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

４９　監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

議案第４１号

令 和 7 年 度 萩 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和７年度萩市の一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，３３１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，０４５，７３０千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の補正は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
２０．繰入金		２，９３８，６１９	５，４２０	２，９４４，０３９
	１．基金繰入金	２，９３８，６１９	５，４２０	２，９４４，０３９
２２．諸収入		６９４，４４５	７１１	６９５，１５６
	４．雑入	３３６，４４５	７１１	３３７，１５６
２３．市債		１，８３９，０００	３，２００	１，８４２，２００
	１．市債	１，８３９，０００	３，２００	１，８４２，２００
歳入合計		３１，０３６，３９９	９，３３１	３１，０４５，７３０

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
２．総務費		３，７０２，８７３	８５０	３，７０３，７２３
	３．戸籍住民基本台帳費	１３６，６１９	８５０	１３７，４６９
３．民生費		９，４１０，９８５	７，１１１	９，４１８，０９６
	３．老人福祉費	２，８８５，２６２	７，１１１	２，８９２，３７３
７．商工費		２，０２３，６７８	１，３７０	２，０２５，０４８
	１．商工費	１，４７８，６８９	１，３７０	１，４８０，０５９
歳　出　合　計		３１，０３６，３９９	９，３３１	３１，０４５，７３０

第２表　　地方債補正

上段　補正後
下段　補正前（単位：千円）

起債の目的	限度額
老人福祉施設改修事業費	4,000 800
合計	1,842,200 1,839,000

議案第４２号

萩市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、萩市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、市議会の承認を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

専決処分日　令和７年３月３１日

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成１７年萩市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障がい者等又は」を「身体障がい者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３第１５項を同条第１６項とし、同条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の萩市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第４３号

萩市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、萩市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、市議会の承認を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

専決処分日　令和７年３月３１日

萩市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

萩市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成２１年萩市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和７年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第４４号

萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、市議会の承認を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

専決処分日　令和７年３月３１日

萩市都市計画税条例の一部を改正する条例

萩市都市計画税条例（平成１７年萩市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第７項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１６項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の萩市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第４５号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年萩市条例第２４号）第３条の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

１　買 入 財 産　　萩循環まぁーるバス

２　買入れの方法　　指名競争入札

３　買 入 価 格　　金２２，４０２，０６０円

４　買　　入　　先　　山口県萩市大字椿東３１６１－５

山口日野自動車株式会社　萩出張所

所長　岡本　浩昌

議案第４６号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　田　中　文　夫

１	放棄する権利の内容	公営住宅使用料の支払い請求権
２	相手方	公営住宅入居者等　７世帯
３	権利放棄する金額	金４，３６２，４４０円

議案第４７号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

１　損害賠償の額　金８５０，０００円

２　損害賠償の相手方　住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置対象者であるため、住所及び氏名は記載せず。

議案第４８号

教育委員会委員の任命について

萩市教育委員会委員として、次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、市議会の同意を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

現　住　所　[redacted]

松　尾　優　子（まつ　お　ゆう　こ）

[redacted]

略　歴

現　萩陶芸家協会常任理事

現　山口県文化芸術審議会委員

議案第４９号

監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任する萩市監査委員として、次の者を選任することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、市議会の同意を求める。

令和７年４月１７日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

現　住　所　[redacted]

小　野　善　和（おの　よしかず）

[redacted]

略　歴

元　萩市福栄総合事務所長

現　住　所　[redacted]

長　谷　義　明（ながたに　よしあき）

[redacted]

略　歴

現　弁護士

現　萩市固定資産評価審査委員会委員

現　萩市監査委員